

# 平成 29 年度愛媛県商工会連合会職員採用候補者試験案内

平成 29 年 8 月  
愛媛県商工会連合会

〒790-0065 松山市宮西一丁目 5 番 19 号  
電話 (089) 924-1103 URL : <http://www.ehime-sci.jp/>

## 1. 採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
商工会職員	若干名	経営支援員として、愛媛県商工会連合会又は県内 23 商工会に勤務し、小規模事業者に対する「経営改善普及事業」及び地域経済の活性化に資する「地域総合振興事業」に従事します。

## 2. 受験資格

(1) 次に該当するもの

- ア. 原則、平成 30 年 4 月 1 日時点で 35 歳未満のもの、かつ、4 年生大学を卒業しているもの
- イ. 普通自動車運転免許(AT 限定を含む)の資格を有するもの

(2) (1) の全ての要件を満たし、次のいずれかの資格を有するもの ※H30.3 月末までに取得見込を含む

- ア. 簿記 3 級の資格を有するもの
- イ. IT パスポートの資格を有するもの
- ウ. ファイナンシャルプランニング技能士 3 級の資格を有するもの

## 3. 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日時	試験会場	合格発表
第 1 次試験	平成 29 年 10 月 15 日 (日曜日) 午前 9 時 30 分～午後 3 時 午前 教養試験 午後 専門試験 職場適応性検査	愛媛県商工会連合会 (松山市宮西一丁目 5 番地 19)	10 月中旬 第 1 次試験当日にお知らせします。
第 2 次試験	10 月下旬に実施予定です。詳細は、第 1 次合格者に通知します。		11 月上旬

## 4. 試験の方法等

(1) 試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、次のとおり行います。なお、第 2 次試験は、第 1 次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第 1 次試験	教養試験	60 点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式 40 題、解答時間 2 時間)
	専門試験		経営法務、財務会計、中小企業経営、中小企業政策、財務会計、税制、経営情報システムの専門的知識について、筆記試験を行います。(択一式 50 題、解答時間 1 時間 30 分)
	適性検査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
第 2 次試験	口述試験	40 点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団面接を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、専門試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

## 5. 受験申込み

- (1) 受験を希望される方は、次の書類を郵送または持参により提出してください。
- 【既卒の方】…①履歴書(様式は任意)、②卒業証明書、③成績証明書、④取得資格の合格証(写)
- 【在学の方】…①履歴書(様式は任意)、②取得資格の合格証(写)

受付期間は次のとおりです。

平成29年8月23日(水) 8:30 ~ 9月22日(金) 17:15 まで
----------------------------------------

- (2) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉館日を除く。)受け付けます。

## 6. 受験票の交付

- (1) 受験申込受付後に履歴書に記載されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月6日(金)までに電子メールが届かない場合には、愛媛商工会連合会総務人事課へ問い合わせてください。ドメイン指定受信を設定している場合、本会ドメイン「esci.or.jp」を「登録」して下さい。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

## 7. 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県商工会連合会職員採用候補者として、採用候補者名簿に記載されます。採用候補者名簿は、原則として、**平成30年4月1日の採用**に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載されたものが全て採用されるとは限りません。
- (3) 保有が必要な資格については、所定の時期までに取得しなかった場合は、採用されません。

## 8. 給与

初任給は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準等の規定により、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、給与規程及び職員の諸手当を定める内規により、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

給 料 月 額	
給料表1級25号給	178,900円

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。